

第38回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成25年6月27日(木)午前10時

開催場所 東京都国立市東1丁目4番地
当社本店(ena国立1号館4階講堂)

**議決権行使書
ご返送期限** 平成25年6月26日(水)午後6時15分まで

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件

目次

■ 第38回定時株主総会招集ご通知	2
■ 事業報告(添付書類)	3
■ 連結計算書類	17
■ 計算書類	26
■ 監査報告書	33
■ 株主総会参考書類	36
■ ビジネスレポート	46

学究社は100年後を考えます。

企業
理念

人間第一

生身の人間に対する教育を行う企業ゆえ、当社には営利行為に優先する禁止規定が存在します。そして実現しようとする理想があります。それを当社では企業理念たる「人間第一」の一言で表現しています。「生きる力」を体得する場を人間的に運営することが学究社の仕事です。

教育
理念

生きる力を育みます

「学ぶ」ことを通じて、私たちが生徒に託したいのは「生きる力」です。それは「考える力」を持つことであり「見抜く力」を持つことです。

状況を見抜き、的確な判断ができる「生きる力」とは、どんな困難にあっても希望を捨てず、やり抜く力・・・その試練を乗り越えた者だけが、現実サクセスロードを歩めるということを、この学舎から巣立っていった多くの方々の現在が、なによりも証明しています。

株 主 各 位

東京都国立市東1丁目4番地

株式会社 学 究 社

取 締 役 河 端 真 一
代表執行役社長

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日(水曜日)午後6時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：平成25年6月27日(木曜日) 午前10時

2. 場 所：東京都国立市東1丁目4番地

当社本店 (ena国立1号館4階講堂)

3. 目的事項：

- 報告事項
1. 第38期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果の報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.gakkyusha.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要を背景とした緩やかな回復傾向が見られたものの、欧州における金融不安や中国などアジア新興国の景気減速懸念等の不安材料もあり、景気持ち直しに向けた模索が続きました。一方で、政権交代後の経済政策への期待感による円安及び株価の回復があり、景況感改善の兆しが見られました。

学習塾業界におきましては、少子化による市場の縮小や家庭内における教育費の抑制が続き、同業他社との生徒獲得競争に一層拍車がかかっております。

このような状況の中、当社は、学齢人口の増加が続いている東京都内及び近郊エリアに、「ena」、「マイスクールena」を中心とする進学塾を展開し、生徒・保護者様のニーズに応えられる教育環境を築いてまいりました。また、各家庭において私立中学・高校への進学という投資効果に対して視線が厳しくなる中、特に人気が高まっている都立中高一貫校及び都立難関高校の入試対策コースの充実を図り、生徒・保護者様のニーズにきめ細かく応えることのできる学習指導に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度において、全都立中高一貫校11校（千代田区立九段中学を含む、以下同様）の入試にて、合格実績が514名（前期は401名、前年同期比128%）という大躍進を遂げました。全都立中高一貫校11校の一般定員合計に対する合格者占有率は32%（前期は25%）となり、都立中高一貫校の受検対策塾としての「ena」のブランドを確立しております。

新規出校につきましては、東京都全域への立地戦略の中で、「ena」を16校舎（上石神井校、高円寺校、

西立川校、新御徒町校、飯田橋校、東陽町校、亀戸校、町屋校、糀谷校、旗の台校、板橋区役所前校、西葛西校、綾瀬校、巣鴨校、立川校（高校部）、国分寺校（高校部）、「マイスクールena」を5校舎（阿佐ヶ谷校、富士見台校、柴崎校、中神校、牛浜校）、「ena新宿美術学院」を1校舎（国立校）開校いたしました。これらの校舎は順調にスタートすることができましたが、開校後間もないため、当連結会計年度の売上高に大きく貢献するには至りませんでした。今後、生徒数及び売上高の増加に貢献するものと期待しております。

当連結会計年度における当社単体につきましては、前年同期と比較して、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益が大幅に増加いたしました。これは、既存の各校舎の生徒数が順調に推移したことに加え、平成24年4月に事業を譲受けた「新宿セミナー」（現 ena新宿セミナー）及び「新宿美術学院」（現 ena新宿美術学院）、同年6月に事業を譲受けた「アサヒ進学指導センター」（現 ena家庭教師センター）が売上高及び利益の増加に貢献したことによるものであります。また、前連結会計年度に実施した当社連結子会社であった株式会社進学舎とのブランド統合及び校舎統合、当期首に行った吸収合併により、校舎運営費用の削減効果が生じました。

海外校舎を主に展開するGAKKYUSHA USAグループ（GAKKYUSHA U.S.A.CO.,LTD.、GAKKYUSHA CANADA CO.,LTD.、GAKKYUSHA SINGAPORE PTE.LTD.、GAKKYUSHA Hong Kong Limited及び株式会社学究社帰国教育）に関しては、日系企業の現地駐在員帰国の流れが収束し駐在員数が回復基調

になったことに加え、カリキュラムや授業料を見直したことで、株式会社学究社帰国教育の業績が好調であることも影響して、売上高及び損益は前年同期の実績を上回りました。

受験・教育ポータルサイトの運営を行う株式会社インターエデュ・ドットコムは、コンテンツや営業力の充実、人員拡大による組織体制の強化により、売上高、利益ともに前年同期と比較して増加いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、295百万円であります。

その内容は、本社移転及び校舎の新設、既存校の移転、改修であります。

(3) 資金調達の状況

所要資金については、自己資金及び借入により充当いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は7,990百万円（前年同期比21.9%増）、営業利益は1,073百万円（前年同期比112.7%増）、経常利益は1,081百万円（前年同期比111.7%増）、当期純利益は559百万円（前年同期比243.4%増）となりました。

※当連結会計年度より会計方針の変更を行っており、遡及処理後の数値で前連結会計年度との比較を行っております。

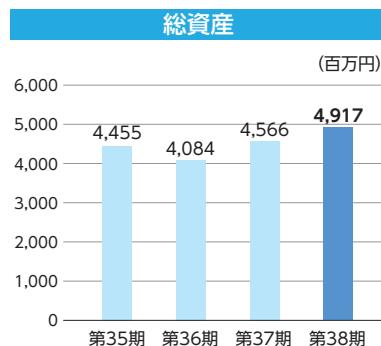
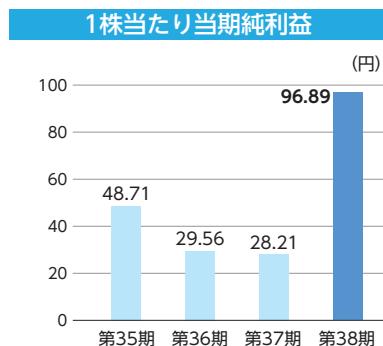
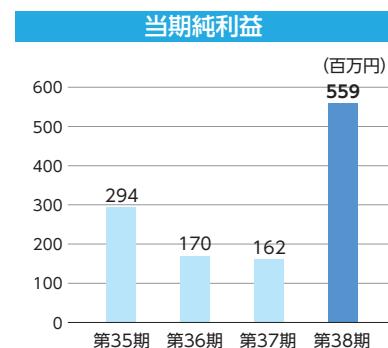
(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第35期 (平成22年3月期)	第36期 (平成23年3月期)	第37期 (平成24年3月期)	第38期 (当期) (平成25年3月期)
売 上 高 (千円)	6,728,017	6,679,259	6,553,563	7,990,654
経 常 利 益 (千円)	652,001	612,382	511,041	1,081,642
当 期 純 利 益 (千円)	294,393	170,536	162,778	559,010
1株当たり当期純利益 (円)	48.71	29.56	28.21	96.89
総 資 産 (千円)	4,455,478	4,084,442	4,566,343	4,917,794
純 資 産 (千円)	2,535,082	2,530,389	2,422,463	2,779,705
1株当たり純資産 (円)	431.23	429.26	408.99	469.23

(注) 1. 第38期 (当期) につきましては「(1) 事業の経過および成果」をご参照ください。

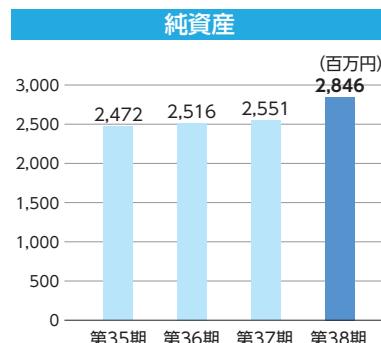
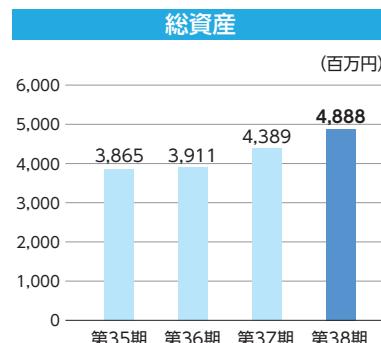
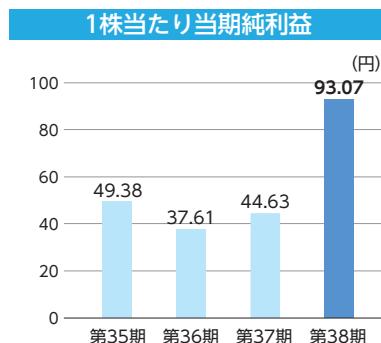
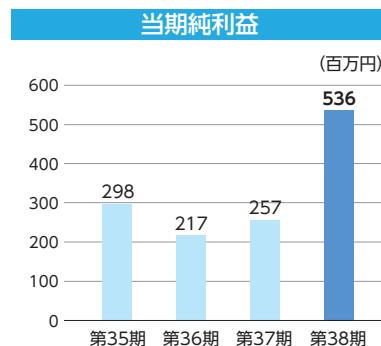
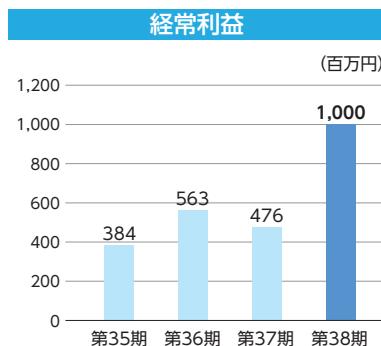
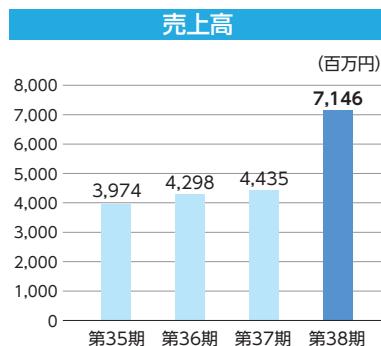
2. 第38期 (当期) より会計方針の変更を行ったため、第37期については、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値となります。



②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第35期 (平成22年3月期)	第36期 (平成23年3月期)	第37期 (平成24年3月期)	第38期(当期) (平成25年3月期)
売 上 高 (千円)	3,974,734	4,298,401	4,435,892	7,146,792
経 常 利 益 (千円)	384,347	563,765	476,126	1,000,809
当 期 純 利 益 (千円)	298,425	217,028	257,511	536,943
1株当たり当期純利益 (円)	49.38	37.61	44.63	93.07
総 資 産 (千円)	3,865,831	3,911,958	4,389,296	4,888,972
純 資 産 (千円)	2,472,254	2,516,144	2,551,966	2,846,369
1株当たり純資産 (円)	428.48	436.09	442.32	493.35

(注) 1. 第38期(当期)につきましては「(1)事業の経過および成果」をご参照ください。
 2. 第38期(当期)より会計方針の変更を行ったため、第37期については、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値となります。



(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、少子化による市場の縮小や家庭内における教育費の抑制等の要因により、依然厳しい状況が続くものと思われま

す。このような状況の中、当社グループにおきましては、地域性を重視した観点から、都立中高一貫校入試対策コースや都立難関高校入試対策コースの充実を図り、生徒・保護者様のニーズにきめ細かく応える学習指導を行い、合格実績の更なる伸長に取り組

んでまいります。

また、出校計画の推進に必要な校長の早期育成、要員計画に基づく人的資源の量的・質的な適正化、校舎運営の標準化推進による経営効率の向上という課題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

進学塾の経営（中学・高校・大学受験の学習指導）

(7) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社インターエデュ・ドットコム	千円 40,000	63.4 %	インターネットによる受験、教育情報の配信サービス提供
GAKKYUSHA U.S.A. CO.,LTD.	米ドル 440,000	100 %	進学塾の経営
GAKKYUSHA CANADA CO.,LTD.	カナダドル 120,000	100 %	進学塾の経営
GAKKYUSHA SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポールドル 480,001	100 %	進学塾の経営
GAKKYUSHA Hong Kong Limited	香港ドル 6,500,000	100 %	進学塾の経営
株式会社学究社帰国教育	千円 10,000	100 %	進学塾の経営

②企業結合の経過

当社は、平成24年4月に当社の100%子会社であった株式会社進学舎を吸収合併いたしました。

③企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記①の6社であります。当期の連結売上高は7,990百万円（前期6,553百万円）、経常利益は1,081百万円（前期511百万円）、当期純利益は559百万円（前期162百万円）となりました。

※当期より会計方針の変更を行ったため、前期については、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値となります。

(8) 主要な校舎および事務所

①校舎

1) ena

		校舎名									
ena小中学部 (106校)	東京都	国立	久米川	多摩センター	調布	鶴川	拝島	八王子	中野		
		中野坂上	西永福	下井草	荻窪	井荻	上井草	武蔵関	狛江		
		仙川	国領	三鷹	吉祥寺	武蔵境	東伏見	田無	小金井		
		府中	東府中	花小金井	小平	一橋学園	成瀬	町田	西国分寺		
		永山	東大和	玉川上水	立川南口	立川北口	高幡不動	豊田	南大沢		
		北野	宇津木	西八王子	めじろ台	高尾	東中神	昭島	福生		
		羽村	河辺	秋川	瑞江	錦糸町	目白	高田馬場	都立大学		
		駒沢大学	祖師ヶ谷大蔵	沼袋	西荻窪	江古田	東武練馬	中村橋	石神井公園		
		保谷	東小金井	京王堀之内	本駒込	茗荷谷	戸越銀座	三軒茶屋	下高井戸		
		経堂	千歳烏山	用賀	八幡山	久我山	大泉学園	つつじヶ丘	ひばりが丘		
		東久留米	清瀬	稲城	東村山	国分寺	桜ヶ丘	日野	みなみ野		
		高円寺	上石神井	西立川	新御徒町	飯田橋	町屋	東陽町	旗の台		
		荻谷	板橋区役所前	亀戸	綾瀬	西葛西	巣鴨				
		神奈川県	橋本	二俣川	古淵	若葉台					
		ena 大学受験部 (11校)	東京都	国立	久米川	多摩センター	調布	鶴川	拝島	八王子	立川
				国分寺							
神奈川県	橋本		二俣川								



招集通知

事業報告

連結計算書類

添付書類

計算書類

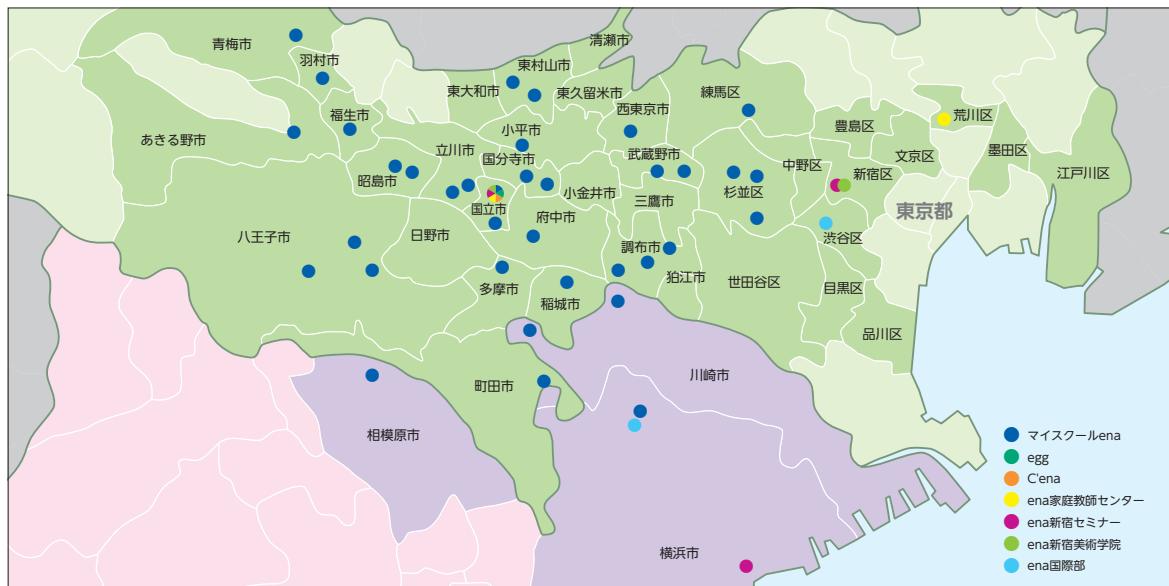
監査報告書

株主総会参考書類

ビジネスレポート

2) マイスクールena他

		校舎名							
マイスクールena (36校)	東京都	国立	西永福	荻窪	つつじヶ丘	調布	三鷹	吉祥寺	田無
		稲城長沼	府中	鷹の台	久米川	東村山	鶴川	国分寺	西国分寺
		谷保	桜ヶ丘	西国立	立川	北野	八王子	めじろ台	昭島
		羽村	河辺	秋川	阿佐ヶ谷	牛浜	柴崎	中神	富士見台
	神奈川県	あざみ野	稲田堤	若葉台	橋本				
egg (1校)		国立							
C'ena (1校)		国立							
ena家庭教師センター (2校)		西日暮里	国立						
ena新宿セミナー (6校)		新宿	国立	横浜	千葉	柏	大宮		
ena新宿美術学院 (2校)		新宿	国立						
ena国際部 (2校)		渋谷	あざみ野						



②事務所 当社

名称	所在地
本店	東京都国立市東1丁目4番地
本社事務所	東京都新宿区西新宿3丁目16番6号

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減	平均年齢
合計または平均	353名	△3名	39歳2カ月

(注) 上記の他に臨時従業員（時間講師、パートタイマー、アルバイト）として1,508名がおります。
（臨時従業員の人数は期中の平均人数であります。）

②当社の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減	平均年齢
合計または平均	278名	66名	39歳11カ月

(注) 1. 前期末と比較して従業員が増加している主な理由は、従来当社の連結子会社であった株式会社進学舎を平成24年4月1日付で吸収合併したことによるものであります。
2. 上記の他に臨時従業員（時間講師、パートタイマー、アルバイト）として1,475名がおります。
（臨時従業員の人数は期中の平均人数であります。）

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
三菱UFJ信託銀行株式会社	80,000千円
株式会社三井住友銀行	160,004千円
合 計	240,004千円

2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 15,417,000株
 ②発行済株式総数 6,749,780株
 ③当事業年度の株主数 1,637名
 ④大株主

株主名	持株数	持株比率
ケ イ エ ス ケ イ ケ イ 株 式 会 社	2,304,000 株	39.93 %
河 端 真 一	1,817,870	31.51
河 端 裕 子	111,980	1.94
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	107,000	1.85
樋 上 駿	44,200	0.77
小 川 由 晃	40,000	0.69
三 上 昭 夫	40,000	0.69
オ オ ノ タ ダ シ	26,000	0.45
学 究 社 役 員 持 株 会	20,800	0.36
学 究 社 社 員 持 株 会	20,010	0.35

(注) 当社は、自己株式980,288株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役兼代表執行役社長	河 端 真 一	指名委員、報酬委員 株式会社インターエデュ・ドットコム代表取締役社長 GAKKYUSHA U.S.A. CO.,LTD.取締役
取締役兼執行役副社長	池 田 清 一	学院長代行 株式会社インターエデュ・ドットコム取締役
取 締 役	大久保 治 仁	指名委員、監査委員、報酬委員
取 締 役	澁 谷 耕 一	指名委員、監査委員、報酬委員 リックビービジネスソリューション株式会社代表取締役
取 締 役	永 谷 喜 一 郎	指名委員、監査委員、報酬委員 株式会社永谷園取締役 株式会社サンフレックス永谷園代表取締役社長
専 務 執 行 役	平 井 芳 明	管理本部長兼経営企画室長
常 務 執 行 役	河 原 圭 一	個別指導本部長
執 行 役	大 島 誠	大学受験本部長
執 行 役	前 田 光 夫	小中学本部長代理
執 行 役	木 戸 孝 士	小中学本部副本部長
執 行 役	高 橋 京 子	小中学本部副本部長
執 行 役	池 田 智 美	管理本部長代理
執 行 役	栗 崎 篤 史	京王線2地区長

(注) 大久保治仁氏、澁谷耕一氏および永谷喜一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、澁谷耕一氏は、株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および執行役

退任時の地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
執 行 役	大 塚 俊 則	小中学本部長	平成24年6月11日

(注) 大塚俊則氏は、辞任による退任であります。

(3) 取締役および執行役の報酬等の総額

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：千円)

区 分	取締役		執行役		計		摘 要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
報酬委員会決議に基づく報酬	5名	82,200	9名	62,002	14名	144,202	—

(注) 当期末現在の取締役は5名、執行役は10名であり、執行役10名の内2名は取締役を兼務しております。取締役と執行役の兼務者の報酬については、取締役の欄に総額を記載しております。その内、社外取締役3名の報酬は、7,200千円であります。

(4) 各会社役員報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

報酬委員会は、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定めることを目的としており、取締役および執行役の個人別報酬の決定方針は以下のとおりであります。

- ①必要な人材の獲得・確保ができる競争力のある報酬体系とする。
- ②株主や社員から見て客観性・透明性のある報酬体系とする。
- ③業務執行責任を明確にするために業績に連動した報酬体系とする。
- ④経済動向、当社経営環境、業績結果、同業他社動向等に照らして適正な決定を行う。

(5) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	大久保 治 仁	事業年度開催の取締役会及び監査委員会の全回に出席し、会社経営に関する専門的な経営コンサルティングの立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	澁 谷 耕 一	事業年度開催の取締役会及び監査委員会の全回に出席し、会社経営に関する専門的な経営コンサルティングの立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	永 谷 喜 一 郎	事業年度開催の取締役会及び監査委員会のほぼ全回に出席し、会社経営に関する専門的な立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

②重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役澁谷耕一の兼職先であるリッキービジネスソリューション株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役永谷喜一郎の兼職先である株式会社永谷園及び株式会社サンフレックス永谷園と当社との間には特別な利害関係はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名・名称

海南監査法人

(2) 責任限定契約

当社は、平成18年6月29日開催の第31回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

<会計監査人の責任限定契約>

会計監査人は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった時は、金3,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 報酬等の額

(単位：千円)

	支払額
①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	20,000
②上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	—
③当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちGAKKYUSHA U.S.A. CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(5) 会計監査人の解任または不再任決定の方針

会計監査人が会社法等に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合は、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる行動指針を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社における執行役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を制定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ②リスク管理体制の整備及び見直し、リスク情報の集約並びに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策のため、リスク管理委員会を設置する。

(4) 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するために執行役会議（グループ経営会議）を開催する。
- ②執行役及び使用人の責任と権限の範囲を明確にする職務権限規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①使用人が業務を行うに当たり行動指針を法令及び定款とともに遵守することを徹底し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育を行う。
- ②当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、使用人からの報告体制を整える。
- ③会社組織及び社内内の各部署における業務の執行状況を把握し、助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①法令等に基づき、グループ各社の規模・事業特性を勘案し、関係会社管理規程を制定するとともに、当社グループにおける内部統制システムを構築・運用する。
- ②当社の役職員（取締役・執行役・使用人）がグループ会社の取締役及び監査役を兼務し、当該グループ会社の業務執行を監督・監視する。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、当社の使用人の中から監査委員補助者を配置する。

(8) 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、執行役からの指揮命令を受けないものとする。

(9) 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項 その他の監査委員会に対する報告に関する事項

- ①執行役は、取締役会規程の定めに従い、業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ②執行役及び使用人が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査委員会に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
- ③監査委員会は、職務の執行に当たり必要となる事項について、執行役及び使用人に対して随時その

報告を求めることができ、報告を求められた者は速やかに報告を行うものとする。

(10) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、監査委員会が執行役、使用人、内部監査室及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受けることができる体制を整備する。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化を図るべきであると考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等に関する中長期的な方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けるとともに、今後の収益力向上のための内部留保による企業体質の強化を図りながら、業績に対応した成果の配分を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規校舎の設備投資及びシステム整備など、企業価値向上に資するさまざまな投資に活用することで、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

(2) 当期の配当等の決定の理由

当期の期末配当金につきましては、剰余金の配当等に関する中長期的な方針に従い、1株当たり60円

とさせていただきます。なお、期末配当の効力発生日（期末配当金の支払開始日）は平成25年6月28日であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第38期 (当期) (平成25年3月31日現在)	(ご参考) 第37期 (平成24年3月31日現在)	科目	第38期 (当期) (平成25年3月31日現在)	(ご参考) 第37期 (平成24年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	947,413	920,204	買掛金	49,788	17,183
売掛金	135,820	85,662	短期借入金	—	400,000
商品	25,246	17,301	1年内返済予定の長期借入金	63,329	123,329
貯蔵品	226	309	未払金	458,888	353,835
前払費用	124,089	109,784	未払費用	12,854	9,962
未収入金	4,282	18,056	未払法人税等	329,732	79,362
繰延税金資産	72,851	68,619	未払消費税等	65,969	11,965
その他	41,782	7,065	前受金	670,530	626,225
貸倒引当金	△5,146	△2,520	賞与引当金	47,970	29,630
流動資産合計	1,346,565	1,224,481	移転費用引当金	41,041	—
固定資産			その他	39,108	30,815
有形固定資産			流動負債合計	1,779,212	1,682,309
建物及び構築物	1,483,020	1,446,894	固定負債		
機械装置及び運搬具	8,006	13,021	長期借入金	176,675	236,671
工具、器具及び備品	143,301	130,786	長期未払金	31,608	69,445
土地	619,585	619,585	退職給付引当金	149,592	154,454
有形固定資産合計	2,253,913	2,210,287	長期預り保証金	1,000	1,000
無形固定資産			固定負債合計	358,876	461,570
のれん	341,665	206,783	負債合計	2,138,088	2,143,880
ソフトウェア	65,424	98,909	純資産の部		
その他	136	167	株主資本		
無形固定資産合計	407,226	305,860	資本金	806,680	806,680
投資その他の資産			資本剰余金	1,243,664	1,243,664
長期貸付金	37,787	39,946	利益剰余金	1,147,136	818,908
繰延税金資産	76,572	82,746	自己株式	△423,366	△423,304
差入保証金	684,480	625,131	株主資本合計	2,774,113	2,445,947
その他	178,188	136,766	その他の包括利益累計額		
貸倒引当金	△66,940	△58,877	為替換算調整勘定	△66,913	△86,239
投資その他の資産合計	910,087	825,713	その他の包括利益累計額合計	△66,913	△86,239
固定資産合計	3,571,228	3,341,861	少数株主持分	72,505	62,755
資産合計	4,917,794	4,566,343	純資産合計	2,779,705	2,422,463
			負債・純資産合計	4,917,794	4,566,343

(注) 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

2. 第38期(当期)より会計方針の変更を行ったため、第37期については、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値となります。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第38期 (当期)	(ご参考) 第37期
	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
売上高	7,990,654	6,553,563
売上原価	5,468,216	4,770,205
売上総利益	2,522,437	1,783,357
販売費及び一般管理費	1,448,876	1,278,615
営業利益	1,073,560	504,742
営業外収益		
貸倒引当金戻入額	—	30,784
受取利息	1,026	1,276
受取配当金	4	4
受取手数料	7,486	2,253
為替差益	1,878	—
受取家賃	2,870	—
自動販売機収入	2,475	2,878
その他	7,780	5,062
営業外収益合計	23,522	42,259
営業外費用		
支払利息	3,809	4,552
為替差損	—	2,757
持分法による投資損失	7,731	2,823
寄付金	300	23,100
その他	3,599	2,726
営業外費用合計	15,440	35,960
経常利益	1,081,642	511,041
特別利益		
固定資産受贈益	—	1,071
退職給付制度終了益	—	4,843
その他	—	213
特別利益合計	—	6,128
特別損失		
減損損失	35,602	32,196
固定資産除却損	16,892	65,100
移転費用引当金繰入額	41,041	—
特別損失合計	93,535	97,297
税金等調整前当期純利益	988,106	419,871
法人税、住民税及び事業税	434,249	234,300
法人税等還付税額	△24,645	—
法人税等調整額	2,884	9,077
法人税等合計	412,488	243,378
少数株主損益調整前当期純利益	575,618	176,493
少数株主利益	16,607	13,715
当期純利益	559,010	162,778

(注) 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

2. 第38期(当期)より会計方針の変更を行ったため、第37期については、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値となります。

連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益 累計額		少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成24年4月1日残高	806,680	1,243,664	892,571	△423,304	2,519,610	△86,239	△86,239	62,755	2,496,126
会計方針の変更による 累積的影響額			△73,663		△73,663				△73,663
遡及処理後当期首残高	806,680	1,243,664	818,908	△423,304	2,445,947	△86,239	△86,239	62,755	2,422,463
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△230,782		△230,782				△230,782
当期純利益			559,010		559,010				559,010
自己株式の取得				△61	△61				△61
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)						19,326	19,326	9,750	29,076
連結会計年度中の変動額合計	—	—	328,228	△61	328,166	19,326	19,326	9,750	357,242
平成25年3月31日残高	806,680	1,243,664	1,147,136	△423,366	2,774,113	△66,913	△66,913	72,505	2,779,705

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

① 連結子会社の数 6社

② 連結子会社の名称

- ・株式会社インターエデュ・ドットコム
- ・GAKKYUSHA U.S.A. CO.,LTD.
- ・GAKKYUSHA CANADA CO.,LTD.
- ・GAKKYUSHA SINGAPORE PTE.LTD.
- ・GAKKYUSHA Hong Kong Limited
- ・株式会社学究社帰国教育
前連結会計年度において連結子会社であった株式会社進学舎は、当社との吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

(関連会社)

恵那科立維投資諮詢(上海)有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

有限会社トップ

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社である恵那科立維投資諮詢(上海)有限公司の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整をしております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちGAKKYUSHA U.S.A.CO.,LTD.、GAKKYUSHA CANADA CO.,LTD.、GAKKYUSHA SINGAPORE PTE.LTD.及び株式会社学究社帰国教育の決算日は1月末日、GAKKYUSHA Hong Kong Limitedの決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整をしております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

商品、貯蔵品 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。但し、当社及び国内連結子会社は、建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	6～10年
工具、器具及び備品	3～15年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更に伴う損益の影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

年俸制対象者を除いた従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

一部の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、当連結会計年度末における退職給付債務の算定に当たっては、自己都合退職による当連結会計年度未要支給額を退職給付債務とする方法によって計上しております。

④ 移転費用引当金

事務所及び教室の移転に伴い発生が見込まれる費用に備えるため、原状回復費等の合理的な見積額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見積られる期間(15年以内)で均等償却しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。
 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②重要な収益及び費用の計上基準

入学要項に基づいて、生徒より受入れた校納金のうち、授業料収入（教材費収入及び模試費収入を含む）及び維持費収入は、受講期間に対応して、また、入学金収入は、受入れた事業年度の収益として売上高に計上しております。

（売上計上基準の変更）

教育事業の維持費収入については、従来、入金時に売上高を計上しておりましたが、当連結会計年度より、受講期間に応じて売上高を計上する方法に変更しております。この変更は、新宿セミナー及び新宿美術学院の事業譲受けを契機に、今後の校舎運営費用等との対応関係の見直しを行った結果、収益の実態をより適切に反映し期間損益の適正化を図るためのものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は73,663千円減少しております。

③連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

1. 連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、流動資産の「未収入金」に含めて表示しておりました売上取引に係る債権（前連結会計年度85,662千円）については、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当連結会計年度より「売掛金」（当連結会計年度135,820千円）として独立掲記しております。また、従来、流動負債の「未払金」に含めて表示しておりました仕入取引に係る債務（前連結会計年度17,183千円）については、同様に当連結会計年度より「買掛金」（当連結会計年度49,788千円）として独立掲記しております。

2. 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、営業活動の成果を表す科目として「営業費用」「営業総利益」を用いておりましたが、当連結会計年度より、従来の科目よりも一般的な科目である「売上原価」「売上総利益」にそれぞれ変更しております。

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました受取手数料（前連結会計年度2,253千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「受取手数料」（当連結会計年度7,486千円）として独立掲記しております。

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました持分法による投資損失（前連結会計年度2,823千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「持分法による投資損失」（当連結会計年度7,731千円）として独立掲記しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物	190,816千円
土地	139,294千円

(2)担保に係る債務

上記(1)の資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,559,549千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

【連結損益計算書に関する注記】

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都世田谷区、 東京都町田市、 東京都青梅市、 東京都目黒区、 東京都多摩市等	事業所	建物及び構築物	34,987
		工具、器具及び備品	614
		合計	35,602

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所を基本単位としてグルーピングしております。当連結会計年度において、閉鎖の意思決定をした事業所及び競争の激化により収益性が悪化している事業所について、減損損失を認識しております。

収益性の低下により回収可能価額が下回った資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損

損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額の算定に当たり、閉鎖の意思決定をした事業所については、除却の見込みがあることから使用価値をゼロと評価しております。また、収益性が悪化している事業所については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値を見積った結果、現時点においてマイナスであることから使用価値をゼロと評価しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,749,780	—	—	6,749,780

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月17日 取締役会	普通株式	230,782	40	平成24年3月31日	平成24年6月14日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	346,169	60	平成25年3月31日	平成25年6月28日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に進学塾による授業等のサービス提供を行うための設備投資計画に基づき、必要な資金調達を主に銀行より行っております。

一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を適宜必要に応じて、銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、デリバティブ管理規程に従い、金利変動リスクを回避するために実需の範囲で利用することがありますが、投機的な取引は原則として行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に関するリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には営業関連の外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての残高の範囲内にあります。

差入保証金は、不動産賃貸借契約に基づき、支出した差入保証金であります。これは退去時に返還されるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1年以内の期日であります。また、その一部には営業関連の外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての残高の範囲内にあります。

借入金は、主に新規校舎等の設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。変動金利による借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、

一部の長期借入金の金利変動リスクに対してデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払利息の固定化を図っております。

長期末払金は、適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ移行したことに伴って発生した未払金のうち、返済期日が一年を超えるものであります。

(3)金融商品に関する管理体制

①信用リスク

当社は、営業債権及び差入保証金について、管理本部において取引先の状況を定期的にモニタリングして、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社に関しても同様の債権管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク

当社及び一部の海外子会社は、海外事業の展開を行っていることにより、外貨建ての営業債権に関して為替変動のリスクに晒されております。

なお、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスク

当社及び子会社は、各部門からの報告に基づき、管理本部が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほ

か、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を

採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	947,413	947,413	—
(2)売掛金	135,820		
貸倒引当金（※1）	△2,093		
	133,726	133,726	—
(3)差入保証金（※2）	412,721	399,432	△13,289
資産計	1,493,861	1,480,572	△13,289
(1)買掛金	49,788	49,788	—
(2)1年内返済予定の長期借入金	63,329	63,329	—
(3)未払金	458,888	458,888	—
(4)未払法人税等	329,732	329,732	—
(5)未払消費税等	65,969	65,969	—
(6)長期借入金	176,675	174,538	△2,136
(7)長期未払金	31,608	31,567	△41
負債計	1,175,991	1,173,814	△2,177
デリバティブ取引	—	—	—

（※1）売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）資産除去債務相当額を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金

全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

時価については、返還予定時期を見積もり、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)1年内返済予定の長期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期未払金

時価については、支払時期に応じて、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております（上記(6)参照）。

(注2) 金銭債権の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	947,413	—	—	—
売掛金	135,820	—	—	—
合計	1,083,233	—	—	—

(注3) 1年内返済予定の長期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
1年内返済予定の 長期借入金	63,329	—	—	—	—
長期借入金	—	59,996	59,996	56,683	—
合計	63,329	59,996	59,996	56,683	—

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産	469円23銭
1株当たり当期純利益	96円89銭

[企業結合等に関する注記]

1. 共通支配下の取引等

(1)取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称

当社の連結子会社である株式会社進学舎

事業の内容

教育事業

②企業結合日

平成24年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社進学舎（当社の連結子会社）を消滅会社とする吸収合併方式によっております。また、当社は株式会社進学舎の発行済株式の全部を所有していたため、合併に際して新株式の発行及び金銭等の交付はありません。

④結合後企業の名称

株式会社学究社（当社）

⑤その他取引の概要に関する事項

株式会社進学舎は、国内において教育事業を行ってまいりました。今般、国内における教育事業を当社に集約することにより、更なる経営効率化、人的資源の有効活用を図り、収益性の強化を図ることを目的としております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 相手先の氏名及び譲受け事業の内容

相手先の氏名

松岡満喜子

譲受け事業の内容

教育事業（新宿セミナー及び新宿美術学院）

② 企業結合を行った主な理由

新宿セミナーは創立昭和41年、聖路加看護大学、東京慈恵会医科大学、東京女子医科大学など医療系大学の看護学部で定員の過半数を占める合格実績を有する看護医療系入試専門予備校です。また、新宿美術学院は創立昭和45年、平成22年度は東京藝術大学に全国一位の57名、武蔵野美術大学に251名、多摩美術大学に285名の合格者を輩出した美術系大学受験の名門予備校です。2校とも松岡満喜子氏の個人経営の予備校です。

従来より当社では「もうひとつの決算書」として合格実績シェアを重視し、経営する進学塾enaにおいても多くの難関校で過半数を超える合格実績をいただけてきました。新宿セミナー及び新宿美術学院においても抜群の合格実績があり、シナジー効果が発揮できるものと考えております。また、enaの卒業生は直接当該2校の潜在的な顧客でもあります。さらに、新宿という立地はその後背地がena 100校が位置する地域でもありますので、チラシ等の宣伝手段におけるシナジー効果があります。このような考えから、事業譲受けにより当社グループの企業価値向上に繋がると判断いたしました。

③ 企業結合日

平成24年4月2日

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

株式会社学究社（当社）

(2) 当連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	150,000千円
取得原価		150,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① のれん金額

147,268千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却の方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

固定資産 2,524千円

[重要な後発事象に関する注記]

自己株式の取得

平成25年5月15日開催の臨時取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2) 取得の内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式
- ② 取得する株式の総数 500,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に占める割合8.7%）
- ③ 株式の取得価額の総額 900,000千円（上限）
- ④ 自己株式取得の日程 平成25年5月21日

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第38期 (当期) (平成25年3月31日現在)	(ご参考) 第37期 (平成24年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	716,868	415,734
売掛金	17,661	8,557
商品	22,919	14,892
貯蔵品	226	—
前払費用	114,351	76,619
未収入金	7,109	3,031
立替金	5,325	23,385
繰延税金資産	67,426	57,142
その他	40,085	855
貸倒引当金	△3,816	△1,690
流動資産合計	988,159	598,528
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,451,826	1,250,799
構築物	19,117	21,048
機械及び装置	3,629	6,119
車両運搬具	1,126	2,176
工具、器具及び備品	138,920	95,636
土地	619,585	619,585
有形固定資産合計	2,234,204	1,995,366
無形固定資産		
ソフトウェア	61,484	92,474
のれん	341,665	—
無形固定資産合計	403,149	92,474
投資その他の資産		
関係会社株式	387,812	1,193,973
出資金	100	100
関係会社出資金	—	11,965
長期貸付金	37,787	6,562
長期前払費用	21,894	21,568
繰延税金資産	67,206	49,502
長期未収入金	17,386	9,660
長期立替金	48,476	43,354
差入保証金	659,403	379,565
会員権	89,156	31,918
その他	1,174	1,202
貸倒引当金	△66,940	△46,446
投資その他の資産合計	1,263,458	1,702,927
固定資産合計	3,900,812	3,790,768
資産合計	4,888,972	4,389,296

科目	第38期 (当期) (平成25年3月31日現在)	(ご参考) 第37期 (平成24年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
買掛金	49,788	16,170
短期借入金	—	400,000
1年内返済予定の長期借入金	63,329	123,329
未払金	407,612	327,911
未払費用	12,184	9,237
未払法人税等	305,016	58,210
未払消費税等	58,639	5,422
前受金	665,380	545,850
預り金	29,719	18,818
賞与引当金	42,970	22,770
移転費用引当金	40,085	—
その他	9,000	3,492
流動負債合計	1,683,727	1,531,213
固定負債		
長期借入金	176,675	236,671
長期未払金	31,608	69,445
退職給付引当金	149,592	—
長期預り保証金	1,000	—
固定負債合計	358,876	306,116
負債合計	2,042,603	1,837,329
純資産の部		
株主資本		
資本金	806,680	806,680
資本剰余金		
資本準備金	243,664	243,664
その他資本剰余金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,243,664	1,243,664
利益剰余金		
その他利益剰余金	1,219,391	924,927
繰越利益剰余金	1,219,391	924,927
利益剰余金合計	1,219,391	924,927
自己株式	△423,366	△423,304
株主資本合計	2,846,369	2,551,966
純資産合計	2,846,369	2,551,966
負債純資産合計	4,888,972	4,389,296

(注) 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

2. 第38期 (当期) より会計方針の変更を行ったため、第37期については、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値となります。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第38期 (当期)	(ご参考) 第37期
	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
売上高	7,146,792	4,435,892
売上原価	4,853,037	3,045,222
売上総利益	2,293,755	1,390,669
販売費及び一般管理費	1,322,742	946,670
営業利益	971,012	443,998
営業外収益		
貸倒引当金戻入額	—	31,246
受取利息	945	23
受取配当金	11,913	19,243
受取手数料	7,486	1,236
為替差益	5,856	—
受取家賃	2,870	9,864
その他	8,395	3,416
営業外収益合計	37,467	65,031
営業外費用		
支払利息	3,808	5,062
為替差損	—	2,394
寄付金	300	23,100
その他	3,561	2,346
営業外費用合計	7,670	32,903
経常利益	1,000,809	476,126
特別利益		
固定資産受贈益	—	1,071
事業譲渡益	—	14,509
退職給付制度終了益	—	4,843
抱合せ株式消滅差益	14,398	—
特別利益合計	14,398	20,424
特別損失		
減損損失	35,602	22,608
固定資産除却損	16,808	9,658
関係会社出資金評価損	11,965	—
移転費用引当金繰入額	40,085	—
特別損失合計	104,462	32,266
税引前当期純利益	910,745	464,284
法人税、住民税及び事業税	386,587	194,042
法人税等還付税額	△24,645	—
法人税等調整額	11,859	12,730
法人税等合計	373,801	206,772
当期純利益	536,943	257,511

(注) 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

2. 第38期(当期)より会計方針の変更を行ったため、第37期については、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値となります。

株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益 剰余金 合計			
平成24年4月1日残高	806,680	243,664	1,000,000	1,243,664	986,893	986,893	△423,304	2,613,933	2,613,933
会計方針の変更による 累積的影響額					△61,966	△61,966		△61,966	△61,966
遡及処理後当期首残高	806,680	243,664	1,000,000	1,243,664	924,927	924,927	△423,304	2,551,966	2,551,966
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△230,782	△230,782		△230,782	△230,782
当期純利益					536,943	536,943		536,943	536,943
合併による減少					△11,696	△11,696		△11,696	△11,696
自己株式の取得							△61	△61	△61
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	294,464	294,464	△61	294,402	294,402
平成25年3月31日残高	806,680	243,664	1,000,000	1,243,664	1,219,391	1,219,391	△423,366	2,846,369	2,846,369

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2)たな卸資産
 - 商品、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (3)デリバティブ取引
 - 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
 - 定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）は定額法。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 3～50年
 - 構築物 10～20年
 - 機械及び装置 10年
 - 車両運搬具 6年
 - 工具、器具及び備品 3～15年
 （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
 なお、この変更に伴う損益の影響は軽微であります。
 - (2)無形固定資産
 - 定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
 - 営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2)賞与引当金
 - 年俸制対象者を除いた従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
 - (3)退職給付引当金
 - 一部の従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末

に発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末における退職給付債務の算定に当たっては、自己都合退職による当事業年度末要支給額を退職給付債務とする方法によって計上しております。

- (4)移転費用引当金
 - 事務所及び教室の移転に伴い発生が見込まれる費用に備えるため、原状回復費等の合理的な見積額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための重要な事項
 - (1)ヘッジ会計の処理
 - 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
 - (2)重要な収益及び費用の計上基準
 - 入学要項に基づいて、生徒より受入れた校納金のうち、授業料収入（教材費収入及び模試費収入を含む）及び維持費収入は、受講期間に対応して、また、入学金収入は、受入れた事業年度の収益として売上高に計上しております。
 （売上計上基準の変更）
 教育事業の維持費収入については、従来、入金時に売上高を計上しておりましたが、当事業年度より、受講期間に応じて売上高を計上する方法に変更しております。この変更は、新宿セミナー及び新宿美術学院の事業譲受けを契機に、今後の校舎運営費用等との対応関係の見直しを行った結果、収益の実態をより適切に反映し期間損益の適正化を図るためのものであります。
 当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は61,966千円減少しております。
 - (3)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
 - (4)のれんの償却方法及び償却期間
 - のれんは、その効果が発現すると見積られる期間（15年以内）で均等償却しております。
 - (5)消費税等の処理方法
 - 税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

1. 貸借対照表関係
 - 前事業年度において、流動資産の「未収入金」に含めて表示しておりました売上取引に係る債権（前事業年度8,557千円）については、明瞭性を高める観点か

ら表示科目の見直しを行い、当事業年度より「売掛金」(当事業年度17,661千円)として独立掲記しております。また、従来、流動負債の「未払金」に含めて表示しておりました仕入取引に係る債務(前事業年度16,170千円)については、同様に当事業年度より「買掛金」(当事業年度49,788千円)として独立掲記しております。

2. 損益計算書関係

前事業年度において、営業活動の成果を表す科目として「営業費用」「営業総利益」を用いておりましたが、当事業年度より、従来の科目よりも一般的な科目である「売上原価」「売上総利益」にそれぞれ変更しております。

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました受取手数料(前事業年度1,236千円)については、金額の重要性が増したため、当事業年度より「受取手数料」(当事業年度7,486千円)として独立掲記しております。

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

売上高	613千円
販売費及び一般管理費	15,058千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	11,909千円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都世田谷区、 東京都町田市、 東京都青梅市、 東京都目黒区、 東京都多摩市等	事業所	建物	34,987
		工具、器具及び備品	614
		合計	35,602

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所を基本単位としてグループピングしております。当事業年度において、閉鎖の意思決定をした事業所及び競争の激化により収益性が悪化している事業所について、減損損失を認識しております。

収益性の低下により回収可能価額が下回った資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額の算定に当たり、閉鎖の意思決定をした事業所については、除却の見込みがあることから使用価値をゼロと評価しております。また、収益性が悪化している事業所については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値を見積った結果、現時点においてマイナスであることから使用価値をゼロと評価しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	980,216	72	—	980,288

(変動事由の概要) 増加数の内訳は、次のとおりであります。
 単元未満株式の買取りによる増加 72株

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産	
建物	190,816千円
土地	139,294千円

(2)担保に係る債務

上記(1)の資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,485,008千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	8,237千円
短期金銭債務	3,753千円
長期金銭債権	11,536千円

4. 取締役・執行役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務	66千円
------	------

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金損金不算入額	16,332千円
未払事業所税損金不算入額	3,417千円
未払事業税損金不算入額	26,444千円
移転費用引当金損金不算入額	15,606千円
その他	7,344千円
繰延税金資産（流動）小計	69,146千円
評価性引当額	△1,719千円
繰延税金資産（流動）合計	67,426千円
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金損金算入限度超過額	24,805千円
投資有価証券評価損損金不算入額	10,406千円
減損損失否認額	88,291千円
長期未払金否認額	47,755千円
電話加入権評価損否認額	12,527千円
関係会社出資金評価損損金不算入額	9,110千円
資産除去債務損金不算入額	19,282千円
のれん償却否認額	11,542千円
その他	7,789千円
繰延税金資産（固定）小計	231,511千円
評価性引当額	△164,304千円
繰延税金資産（固定）合計	67,206千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

該当事項はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産	493円35銭
1株当たり当期純利益	93円07銭

〔企業結合等に関する注記〕

1. 共通支配下の取引等

(1)取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称
 当社の連結子会社である株式会社進学舎
 事業の内容
 教育事業

②企業結合日

平成24年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社進学舎（当社の連結子会社）を消滅会社とする吸収合併方式によっております。また、当社は株式会社進学舎の発行済株式の全部を所有していたため、合併に際して新株式の発行及び金銭等の交付はありません。

④結合後企業の名称

株式会社学究社（当社）

⑤その他取引の概要に関する事項

株式会社進学舎は、国内において教育事業を行ってまいりました。今般、国内における教育事業を当社に集約することにより、更なる経営効率化、人的資源の有効活用を図り、収益性の強化を図ることを目的としております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。本合併により、当社が株式会社進学舎から受け入れた資産と負債の差額の株主資本の額と当社が保有していた子会社株式の帳簿価額との差額 14,398千円を「抱合せ株式消滅差益」として特別利益に計上しております。

2. 取得による企業結合

連結計算書類における注記事項(企業結合等に関する注記)における記載内容と同一であるため記載を省略しております。

[重要な後発事象に関する注記]

自己株式の取得

平成25年5月15日開催の臨時取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1)自己株式取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2)取得の内容

- | | |
|-------------|--|
| ①取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 500,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に占める割合8.7%) |
| ③株式の取得価額の総額 | 900,000千円(上限) |
| ④自己株式取得の日程 | 平成25年5月21日 |

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

株式会社 学 究 社
取締役会 御中

海南監査法人

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一 ㊟
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 古 川 雅 一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社学究社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学究社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年5月15日開催の臨時取締役会において自己株式取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

株式会社 学 究 社
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 溝 口 俊 一 ㊟
業務執行社員指定社員 公認会計士 古 川 雅 一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社学究社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年5月15日開催の臨時取締役会において自己株式取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第38期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席するほか、執行役等及び会計監査人からその職務の執行に関する事項の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

(1) 個別注記表及び連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されている自己株式の取得について、平成25年5月21日付にて418,600株を899,990千円で取得しております。

(2) 平成25年5月17日付にて自己株式取得資金として株式会社三井住友銀行より800,000千円を借り入れることを決定し、平成25年5月21日付にて借り入れを行っております。

平成25年5月23日

株式会社学究社 監査委員会

監査委員 大久保 治 仁 ㊟

監査委員 澁 谷 耕 一 ㊟

監査委員 永 谷 喜一郎 ㊟

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 目的の追加・変更

当社は、平成24年6月に「アサヒ進学指導センター」（現ena家庭教師センター）の教育事業に関する事業譲受けを行い、平成25年4月から新規事業として託児・幼児教育事業である「enaほいく教室」を開始いたしました。これに伴い、現行定款第2条（目的）に追加するものであります。

また、当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。

(2) 取締役会の書面決議の導入

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面等による同意により取締役会の決議があったとみなすことができるよう、定款第26条（取締役会の決議の省略）を新設するとともに、現行定款第26条（変更案では第27条）（取締役会の議事録）第2項の新設を行うものであります。

(3) 用語・体裁等の変更

社内規程の表記の統一に合わせて「取締役規則」「取締役会規則」等の表記を「取締役会規程」へ、「株式取扱規定」の表記を「株式取扱規則」へ、「取締役会長」の表記を「取締役会議長」へ語句変更等の修正を行うとともに、社内規程との整合性のための変更、用語や体裁について変更を行うものであります。

(4) その他、条文新設に伴い必要となる条文の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条（商 号） （条文省略）	<u>（商 号）</u> 第1条（現行どおり）
第2条（目 的） （条文省略）	<u>（目 的）</u> 第2条（現行どおり）
1. 進学教室の経営	<u>（1）</u> 進学教室の経営
2. 書籍の出版、録音テープおよび録画テープの製作ならびにそれらの販売	<u>（2）</u> 書籍の出版、音声コンテンツ・映像コンテンツ及びビデオその他映像著作物の製作並びにそれらの販売・レンタル業務
3. 教養、趣味、実益および健康増進などに関する講座ならびに通信教育の実施による文化教育事業	<u>（3）</u> 教養、趣味、実益及び健康増進などに関する講座並びに通信教育の実施による文化教育事業

現行定款	変更案
<p>4. 不動産の売買、斡旋、賃貸借および管理</p> <p>5. 入浴・食事介助等の在宅介護事業および人材育成のための教育事業 (新設) (新設)</p> <p>6. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (本店の所在地) (条文省略)</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) (条文省略)</p> <p>第5条 (公告の方法) 当社の公告は、電子公告により、これを行う。尚、やむを得ない事由により、電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>(4) 不動産の売買、斡旋、賃貸借及び管理</p> <p>(5) 入浴・食事介助等の在宅介護事業及び人材育成のための教育事業</p> <p>(6) 家庭訪問による学習指導業務及び講師派遣業務</p> <p>(7) 託児事業及び幼児教育事業</p> <p>(8) 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり) (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により、これを行う。なお、やむを得ない事由により、電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) (条文省略)</p> <p>第7条 (自己株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、市場において行う取引または金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けの方法により当社の株式を取得することを取締役の決議によって定めることができる。</p> <p>第8条 (単元株式数) (条文省略)</p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり) (自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、市場において行う取引又は金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けの方法により当社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (条文省略)</p>	<p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (現行どおり)</p>
<p><u>第10条 (単元未満株式の買増)</u></p> <p>当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第10条</u> 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p><u>第11条 (株主名簿管理人)</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役がこれを定め、これを公告する。</p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第11条 (現行どおり)</u></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役がこれを定め、これを公告する。</p>
<p><u>第12条 (株式取扱規則)</u></p> <p>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等に関しては、法令または本定款のほか、<u>執行役社長</u>が定める株式取扱規則による。</p>	<p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p><u>第12条</u> 当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等に関しては、法令又は本定款のほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	
<p><u>第13条 (招 集)</u></p> <p>(条文省略)</p>	<p><u>(招 集)</u></p> <p><u>第13条 (現行どおり)</u></p>
<p><u>第14条 (定時株主総会の基準日)</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>	<p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第14条 (現行どおり)</u></p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p>
<p><u>第15条 (招集権者および議長)</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p><u>(招集権者及び議長)</u></p> <p><u>第15条 (現行どおり)</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第16条 (決議の方法)</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第17条 (議決権の代理行使)</u> (条文省略)</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p><u>第18条 (議事録)</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、記載または記録する。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条 (現行どおり)</u></p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、記載又は記録する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p><u>第19条 (取締役の員数)</u> (条文省略)</p> <p><u>第20条 (選任方法)</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p><u>第21条 (任期)</u> (条文省略)</p> <p><u>第22条 (取締役会長)</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長を選定する。</p> <p><u>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第19条 (現行どおり)</u> (選任方法)</p> <p><u>第20条 (現行どおり)</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条 (現行どおり)</u> (取締役会議長)</p> <p><u>第22条</u> 当社は、取締役会の決議により、取締役会議長を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。</p> <p>2 取締役会議長に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>3. (条文省略)</p> <p>4. <u>第1項および第2項の定めにかかわらず</u>、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、またはこれを招集することができる。</p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の定めにかかわらず</u>、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、又はこれを招集することができる。</p>
<p><u>第24条 (取締役会の招集通知)</u></p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p><u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2. (条文省略)</p> <p><u>第25条 (取締役会の決議)</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の決議)</u></p> <p><u>第25条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p>
<p><u>第26条 (取締役会の議事録)</u></p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第26条</u> 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p>
	<p><u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 前条により、取締役会の決議を省略するときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した取締役の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名等会社法施行規則第101条第4項第1号で定める事項を議事録に記載又は記録する。</p>

現行定款	変更案
<p><u>第27条 (取締役規則)</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p><u>第28条 (報酬等)</u> (条文省略)</p> <p><u>第29条 (相談役および顧問の委嘱)</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条 (現行どおり)</u> (相談役及び顧問の委嘱)</p> <p><u>第30条 (現行どおり)</u></p>
<p>第5章 委員会</p>	<p>第5章 委員会</p>
<p><u>第30条 (各種委員会の設置)</u> 当会社には、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。</p> <p><u>第31条 (各委員会の委員の選任)</u> (条文省略)</p> <p><u>第32条 (各委員会の委員長)</u> (条文省略)</p> <p><u>第33条 (各委員会の権限)</u> 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。</p> <p>2. 監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。</p> <p>3. 報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。</p> <p><u>第34条 (各委員会の招集権者および議長)</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第35条 (各委員会の招集通知)</u> 各委員会の招集通知は、各委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(各種委員会の設置)</p> <p><u>第31条</u> 当会社には、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</p> <p>(各委員会の委員の選任)</p> <p><u>第32条 (現行どおり)</u> (各委員会の委員長)</p> <p><u>第33条 (現行どおり)</u> (各委員会の権限)</p> <p><u>第34条</u> 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。</p> <p>2. 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。</p> <p>3. 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。</p> <p>(各委員会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第35条 (現行どおり)</u> 2 (現行どおり)</p> <p>(各委員会の招集通知)</p> <p><u>第36条</u> 各委員会の招集通知は、各委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p><u>第36条 (各委員会の決議方法)</u> (条文省略)</p> <p><u>第37条 (各委員会の議事録)</u> 各委員会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した委員がこれに署名し、もしくは記名押印し、または法令の定めるこれらに代わる措置をとることを要する。</p> <p><u>第38条 (各委員会規則)</u> 各委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか各委員会が定める委員会規則による。</p>	<p>(各委員会の決議方法)</p> <p><u>第37条 (現行どおり)</u> (各委員会の議事録)</p> <p><u>第38条</u> 各委員会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した委員がこれに署名し、もしくは記名押印し、又は法令の定めるこれらに代わる措置をとることを要する。</p>
<p><u>第39条 (各委員会規則)</u> 各委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか各委員会が定める委員会規則による。</p>	<p>(各委員会規則)</p> <p><u>第39条</u> 各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会が定めるもののほか各委員会が定める委員会規則による。</p>
第6章 執行役	
<p><u>第39条 (執行役の員数)</u> (条文省略)</p> <p><u>第40条 (執行役の選任)</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第41条 (執行役の任期)</u> (条文省略)</p> <p><u>第42条 (役付執行役)</u> (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。</p> <p><u>第43条 (執行役の権限)</u> 執行役は、会社法第416条第4項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた業務の執行の決定ならびに業務の執行を行う。</p> <p><u>第44条 (執行役の報酬等)</u> (条文省略)</p> <p><u>第45条 (執行役の責任免除)</u> (条文省略)</p>	<p>(執行役の員数)</p> <p><u>第40条 (現行どおり)</u> (執行役の選任)</p> <p><u>第41条 (現行どおり)</u> 2 (現行どおり)</p> <p>(執行役の任期)</p> <p><u>第42条 (現行どおり)</u> (役付執行役)</p> <p><u>第43条 (現行どおり)</u> 2 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。</p> <p>(執行役の権限)</p> <p><u>第44条</u> 執行役は、会社法第416条第4項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた業務の執行の決定及び業務の執行を行う。</p> <p>(執行役の報酬等)</p> <p><u>第45条 (現行どおり)</u> (執行役の責任免除)</p> <p><u>第46条 (現行どおり)</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p><u>第46条 (会計監査人の員数)</u> (条文省略)</p> <p><u>第47条 (会計監査人の選任)</u> (条文省略)</p> <p><u>第48条 (会計監査人の任期)</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第49条 (会計監査人の報酬等)</u> (条文省略)</p> <p><u>第50条 (会計監査人の責任免除)</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、3,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</p> <p><u>第51条 (事業年度)</u> (条文省略)</p> <p><u>第52条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> (条文省略)</p> <p><u>第53条 (剰余金の配当の基準日)</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第54条 (配当金の除斥期間)</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の員数</u>)</p> <p><u>第47条 (現行どおり)</u> (<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p><u>第48条 (現行どおり)</u> (<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p><u>第49条 (現行どおり)</u> 2 (現行どおり)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第50条 (現行どおり)</u> (<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p><u>第51条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく限度額は、3,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p><u>第52条 (現行どおり)</u> (<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第53条 (現行どおり)</u> (<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p><u>第54条 (現行どおり)</u> 2 (現行どおり)</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p><u>第55条 (現行どおり)</u></p>

第2号議案

取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

1 **かわ ばた** **しん いち** **河 端 真 一** **再任** (昭和26年8月4日生)
 ▶ 所有する当社株式数 1,817,870株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年10月 当社設立 代表取締役社長

平成20年 1月 株式会社進学舎代表取締役会長

昭和62年 2月 GAKKYUSHA U.S.A.CO.,LTD.設立 取締役
(現任)

平成12年 2月 株式会社インターエデュ・ドットコム代表取締役社長 (現任)

平成15年 6月 当社取締役兼代表執行役社長 (現任)
 当社指名委員兼報酬委員 (現任)

候補者河端真一氏は、株式会社インターエデュ・ドットコムの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間で競業関係があります。

2 **いけ だ** **せい いち** **池 田 清 一** **再任** (昭和38年1月28日生)
 ▶ 所有する当社株式数 11,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年 3月 当社入社

平成15年 6月 当社取締役兼専務執行役学院長代行

平成 2年 3月 当社羽村校校長

平成20年 1月 株式会社進学舎代表取締役社長

平成 7年 3月 当社教務本部副本部長

平成21年 7月 当社取締役兼執行役副社長兼学院長代行 (現任)

平成11年 5月 当社取締役教務本部長

平成11年 6月 当社常務取締役教務本部長

平成12年 6月 当社専務取締役

平成12年 9月 当社専務取締役学院長代行

平成13年 6月 株式会社インターエデュ・ドットコム取締役(現任)

候補者池田清一氏は、株式会社インターエデュ・ドットコムの取締役を兼務し、当社は同社との間で競業関係があります。

3 **おおくぼ** **はる ひと** **大久保 治 仁** **再任** (昭和42年9月12日生)
 ▶ 所有する当社株式数 — 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成14年 6月 当社監査役

平成15年 6月 当社取締役 (現任)

当社指名委員兼監査委員兼報酬委員 (現任)

4 しぶ や こう いち
 澁 谷 耕 一 再任

(昭和29年4月19日生)

▶ 所有する当社株式数 — 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月 日本興業銀行入行
 平成12年10月 みずほ証券株式会社出向 公開営業部部长
 平成14年 3月 みずほ証券株式会社 (日本興業銀行) 退社
 平成14年 5月 リッキービジネスソリューション株式会社設立
 代表取締役 (現任)
 平成19年 6月 当社取締役 (現任)
 当社指名委員兼監査委員兼報酬委員 (現任)

5 なが たに き いちろう
 永 谷 喜一郎 再任

(昭和31年8月11日生)

▶ 所有する当社株式数 — 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年 4月 株式会社永谷園入社	平成20年 6月 同社常務取締役 当社取締役 (現任)
平成10年12月 同社情報システム部長	当社指名委員兼監査委員兼報酬委員 (現任)
平成14年 6月 同社執行役員 情報システム部長	平成22年 6月 株式会社永谷園専務取締役
平成18年 6月 同社取締役執行役員 情報システム部長兼統合計画部長	平成24年 4月 同社取締役 株式会社サンフレックス永谷園代表取締役社長 (現任)
平成19年 3月 同社取締役執行役員 情報システム部長	平成25年 4月 株式会社永谷園参事 (現任)

- (注) ① 候補者大久保治仁氏、澁谷耕一氏および永谷喜一郎氏は、社外取締役候補者であります。
 社外取締役候補者大久保治仁氏、澁谷耕一氏および永谷喜一郎氏は企業経営の分野において幅広い知識と高い見識を持ち、過去および現在の活動状況に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから社外取締役候補者とするものであります。
 大久保治仁氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年間であります。
 澁谷耕一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年間であります。
 永谷喜一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年間であります。
- ② 候補者澁谷耕一氏は、株式会社大阪証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

以 上



G 学究社は
「人間第一」の理念の下、
学び続ける組織体制を
構築します。



人間教育・人格教育を実践し、“師近距離”の指導で志望校合格へ導く塾です。



難関中学、難関高校の合格をターゲットにした、選抜型の塾です。



小学校受験及び私立小学校に通学する生徒を対象に独自のメソッドを活用し、学期や学年にとらわれずにオリジナル教材での指導を行う塾です。



一人ひとりの生徒の学力や目標に合わせた個別指導型の塾です。



学究社の家庭教師部門です。



3歳から小学校3年生までを対象とした、保育に“学び”のエッセンスを加えた保育施設です。



看護医療系受験に特化したきめ細かい指導を実践し、合格へ導く予備校(塾)です。



芸大・美大合格を目指し、実技指導から学力アップまで徹底して行う、総合予備校(塾)です。



八ヶ岳の大自然に囲まれた合宿施設です。週末や長期休暇中を利用した合宿を実施します。



海外赴任者の子女を中心に、帰国後の受験対策指導を行います。



米国内での「ena」の運営、子会社を通じたカナダ・香港・シンガポールにおける「ena」の運営と日本国内での帰国生の教育を行います。



入試、学校、教育情報を配信する、中立的な受験情報のポータルサイトの運営を行っています。

学究社レポート

(2012年4月1日～2013年3月31日)

さらなる事業の拡大とともに、 利益水準をより向上させた高収益体質の企業を目指します。

取締役兼代表執行役社長
河端 真一



1 現在の好業績について、
どのように捉えていますか？

都立中高入試対策を柱とする取り組みが結果。都内全域を射程とするステージに飛躍していきます。

当社は、近年の進学塾業界における変化、すなわち私立難関中学から都立中高一貫校に人気がシフトする「公立回帰」の動きをいち早く捉え、そこに受験指導を特化させてきました。現在、この都立中高一貫校・都立難関高校の入試対策コースを柱とする取り組みが実を結びつつあり、当社は、これまでの多摩地区を中心に展開する進学塾から、都内全域を射程とするステージに飛躍していく段階に来たと思っています。当期は昨年11月以降、「ena」の出校エリアを東京西部の地盤から広げ、23区内を主とする東部を中心に個別指導塾なども含めて18校を開設しました。

業績面では、「ena」の積極的な出校に加えて、基本授業料の引き下げや1年間無料化といった思

い切った施策が奏功し、生徒数の増加による売上拡大をもたらしています。

基本授業料は、都立合格を本命とする家庭のニーズを踏まえ、全学年で月額2万円未満に設定しました。そして1年間の授業料無料化は、都立中高一貫校を受検して不合格となった「ena」の受講生が、次に高校入試指導を受ける際、中学1年の基本授業料を無料とするものです。上位の都立高を狙うリベンジをサポートし、その結果を合格実績につなげていきます。

また、当期の業績では増収ペース以上に利益が大幅な成長を遂げました。これは、期中に事業を譲受した「新宿セミナー」「新宿美術学院」が、それぞれ黒字化を果たし、利益に大きく貢献したことが主な要因です。利益率については、今後もさらなる向上を目指していく考えです。

2

事業の拡大に向けた取り組みについて
ご説明願います。

積極的な出校により 生徒数と合格実績をシェアアップ。 事業領域もさらに拡げています。

規模的な拡大については、個別指導塾なども含め、今後3年間で100校を出校し、都内全域に展開していく計画です。都立中高一貫校は今、都内の小学6年生約10万人のうち約1万人が受験しており、当面その数は大きく変化しないものと見られます。すでに当社の生徒数は、この受験生1万人のうち約3,000人を獲得していますが、最終的にはシェア半数の5,000人を目標としたいと考えています。

また、合格者数については、都立中高一貫校11校あわせて約1,600名の枠となっており、当社は2013年実績として514名（前年比28%増）の合格を果たしました。さらなる合格者拡大に向けて、独自教材の開発や、教員人材の採用・育成の強化など、さまざまな取り組みを進めています。

一方、先に述べました「新宿セミナー」「新宿美術学院」の譲受事業については、引き続き利益成長のドライバーとして期待できると思います。「新宿セミナー」は大学受験・看護医療系受験指導を、「新宿美術学院」は芸大・美大受験指導を、それぞれ事業内容としています。「教育」「合格実績」「東京」の3要素を共通項として、既存事業とのシナジーを

発揮し、より効率的な事業運営と成長性の確保を目指します。

当社は、こうした事業領域の拡大を通じて、小規模ながらもコングロマリットのな教育事業集団の形成を志向しています。そこに向けた新たな動きとして、今年4月から「enaほいく教室」を開設しました。これは、3歳児から小学3年生までを対象とする託児・幼児教育事業です。単なる生活サービスとしての託児施設ではなく、幼児期の才能開発を含めた教育カリキュラムを提供する保育スペースであり、将来の進学受験に向けたニーズを取り込んで、enaグループにおける事業シナジーを生み出していきます。

もう一つの新たな動きとして、昨年7月、当社子会社の株式会社インターエデュ・ドットコムが、株式会社小学館との資本・業務提携を締結しました。



インターエデュ・ドットコムは、受験教育ポータルサイトの運営を通じ、教育におけるインターネット上の可能性を追求しています。大手総合出版企業である小学館との協業体制により、インターネットを利用した教育関連事業を今まで以上に推進していくつもりです。



**3 株主の皆様
メッセージをお願いします。**

利益還元の拡充をもって 株主の皆様のご期待に応え、 ご支援に報いてまいります。

当社は今後、さらなる事業の拡大とともに、利益水準をより向上させた高収益体質の企業を目指してまいります。これまでの取り組みを通じて、都立中高一貫校受験における独占状態と、都立難関高校受験における寡占状態を築き上げてきたことが、現在の収益性の源泉になっていると捉えており、当社はそのアドバンテージを引き続き維持していきます。

その上で、当社事業を支えていただいている株主の皆様に対しては、利益還元の拡充をもってご期待に応え、ご支援に報いていくというのが当社の株主政策における基本的な考え方です。



この方針に基づき、今回の期末配当につきましては、前期の1株当たり40円から20円増配し、1株当たり60円とさせていただきます。次期以降も一層の還元拡充を実現できるよう、業績の向上に努めてまいります。

当社が目指す教育事業のコングロマリット化という方向性は、持続的な成長・発展が大いに見込めるものと思っております。株主の皆様におかれましては、その将来性にご期待いただき、これからも当社事業への長期的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ena新宿セミナー

看護医療系の大学・短大・専門学校への進学指導に特化し、関東一円に校舎を展開している看護医療系予備校。例年、他の看護医療系予備校を圧倒する合格実績を上げており、その高い指導力、情報力に対する信頼から、主催する公開模試は多い時には6,000～7,000名が受験する大規模なものとなっています。



授業風景



面接対策指導

校舎一覧

新宿校	東京都新宿区西新宿3-16-6
国立校	東京都国立市東1-4
横浜校	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-26-4 第3安田ビル6F
千葉校	千葉県千葉市中央区新町17-13 第12東ビル8F
柏校	千葉県柏市柏2-8-13 サンサンビル2F
大宮校	埼玉県さいたま市大宮区仲町1-47 大宮SGビル5F

2013年度

看護系・医療技術系合格実績

首都圏 国公立大学 計 **63**名 **合格**

首都圏 看護私立大学 計 **683**名 **合格**

ena新宿美術学院

本学院は美術を志し、芸大・美大で学ぶ人々の基礎を育み、未来の表現に繋がる造形力を養成する美大受験総合予備校です。入試では創立以来東京芸大に1,789名の合格者を出し、そして現在美術・デザインなど各分野で活躍する多くの方々が本学院を基礎の場として羽ばたいて行きました。



実技講習会



一日体験イベント

校舎一覧

新宿校	東京都新宿区西新宿3-16-6
国立校	東京都国立市中1-8-5 茜サマリヤプラザ4F

2013年度

芸大・美大合格実績

2012年度在籍者・講習会生入試結果／一般入試・推薦・センター方式合格／補欠集計（2013年5月8日現在）

全国 **1位!!**
合格者総数 **1,088**名

全国 **1位!!**
現役合格者総数 **610**名

株主総会会場ご案内図

会場

東京都国立市東1丁目4番地
当社本店 (ena国立1号館4階講堂)

最寄りの駅

JR中央線国立駅南口下車徒歩1分

連絡先電話

本部 03-6300-5311(代)

